

○若荷屋清七 寶曆ころ 西紀千七百五十年代 の欄間工なり、欄間彫に巧なるのみならず根附細工に亦甚だ妙を得たり

○眠江 文化年間 西紀千八百十年頃 の名工にして木彫に種々の奇巧を出し又根附を彫るに殊に妙を得たり

(し)志古磨 天長年間 西紀八百廿餘年 の佛師にして多武峯の四天王を造る

○淨阿彌 龜山帝の御宇 西紀千二百十年頃 の人にして鎌倉彫の祖康圓より康譽、宗阿彌と傳承し來り淨阿彌に及び鎌倉彫を一變して木蘭塗を創意す、木蘭塗とは雕刻のうへに五色の繪具を合せ塗りし者なり其後また奥卿、康吉、康永と相繼ぎ康助 後二條帝の頃、西紀千三百年代 の人なり、に至り此頃より鎌倉彫は土彫、木彫の二種に分れたり

○若芝喜右衛門 慶安年中 西紀千六百五十年代 の彫工にして長崎の人なり、唐畫を彫りて淡雅の趣をなす世この風を稱して若芝彫といふ

○周山 明和年間 西紀千七百六十餘年 の人にして畫を能し法眼に叙せらる、兼て彩色根附を彫に巧なり、二代目を法眼周圭といひ是亦根附雕刻に名あり

(ろ)圓快 後冷泉帝の頃 西紀千六十年代 の佛師にして法隆寺、舍利堂なる聖徳太子七歳の像を造る

(ひ)左甚五郎 彫刻また工匠を善くし其名古今に冠たり、本姓は伊丹なれど刀を執るに常に左手を用ゐる故に左の稱あり、伏見の人にして聚樂第、桃山城の承慶、欄間等を造り、又その他の神社佛閣に彫刻して頗る世の賞譽を得、資性寡欲にして家極めて貧なり平生貯蓄の竭るに非ざれば業を務めず、隣翁これを諒めしかば甚五郎微笑して、樂しみは貧さにあり梅の花と口吟せしとぞ、寛永十一年 西紀千六百三十四年 四月、四十一歳にて歿す、其子宗心、元祿十五年 西紀千七百二年 に歿し、宗心の子勝正、京師に移り今出川寺町に住し享保十二年 西紀千七百二十七年 に歿す、子孫みな父祖の業を傳へて世に鳴りしといふ

○帷屋立甫 享保年間 西紀千七代の人にして根附を彫るに巧なり

○元利榮滿 寶永年間 西紀千七の假面師にして出目家より出て別に一家を立つ世に古元利と稱す

○是閑吉滿 文祿年中 西紀千五百の人にして有名なる假面師なり豊臣秀吉その技を賞して天下一の名を予ふ

○清兵衛 享保年間 西紀千七の人にして根附その他の木彫に巧なり世これを清兵衛彫と稱して賞玩せり

○漆 漆、螺鈿、推名工傳

●漆 漆、螺鈿、推名工傳

●漆 漆、螺鈿、推名工傳

し然と其業の發達の途に就しは孝徳帝の大化革新 西紀六百四十五年以降のことなるべし天武帝の御時 西紀六百餘年始めて赤漆を用ゐること發明せられ奈長朝の初めに至りて漆の進歩著しく顯はれ當時製出する所の器物には或は五彩の漆を用ゐる或は密陀僧を以て描し又は金を撒し螺鈿を嵌るなど種々ありてその巧一ならず 聖武帝及び孝徳帝の頃法隆寺にありて桓武天皇都を山城に遷させ給ひてよりは天下の形勢一變して何事にも華美を競ふ風行はれしかば佩劍その他のものに詩畫平座を施せるより漆工の技更にまた一進歩を加へて増々精巧に至り安徳帝の頃までは世の治亂に關せず其業は衰ふることなかりき 後世聖武帝より安徳帝まで四百六十餘年間に製出降て後花園帝の時 西紀千四百 足利義政いたく漆器を愛したれば漆工の妙手四方より京師に集ひ各々その技術に力を盡ししが故に製出する所の品遙かに舊製の上に出づ 稱しその時代の詩畫漆の類を東山時代物と

術巧も亦前 其後時の隆替によりて漆術の伸縮多少なきにあらざれ
 後に絶す 其好なむいふ所の形を紹興好利久好織多く漆工を用ひしより
 造せしめ 千利休古田重然等かのく茶器の新様を發明し漆工をして之を製
 京師に余三盛阿彌等その道の妙手をも出すに至る 斯て元和偃武西
 十餘年の後は百業の起ると共に漆の業も増々進歩し元禄年間西
 十餘年 千六百九に及てはその發達極度に進み蒔繪ものゝ如きも其妍麗精
 緻なること古今に冠絶す 世この時代製出の蒔繪を稱して常憲院時代蒔
 網吉を 同代の名工に青海湖七あり 實永年中 西紀千七に蒔畫の妙手
 尾形光琳あり 正徳享保の頃 西紀千七には長崎の工人支那の法に倣
 ひて堆朱 後土御門帝の御宇(西紀千四百六十餘年頃)京師の工人門入とい
 の製法な 沈金色蒔繪青貝等の漆器を盛に製出し爾後も或は自ら發
 明し或は他邦の法を傳へて各種の漆様諸國に起り其種々々の名工

も各所に出て以て今日に至り漆の業は歳に月に盛なり爰に其種
 類の重なる者を掲げて本邦漆の名目の梗概を知しめん
 詩畫 技あり朝のころ既に此 螺鈿 此技も奈良朝の頃既にあり螺鈿玉玳瑁水
 漆畫 漆を塗たる器に他色の漆にて各種の畫を描する 密陀畫 漆を塗たる
 を以て各種の畫を古し 鎌倉 鎌倉朝の各種の物を製す此際漆工の器に黒
 漆を施し其上にまた赤漆を施して裝飾す其文は牡丹 南部 陸奥 國南部の
 梅花 菱 紗 鏡 形 雲 形 等 あり 後世これを鎌倉 鎌倉といふ 南部 陸奥 國南部の
 赤漆の者多し 會津 正代 國會津郡老松町より製出す依て此名あり 領主
 となりし時漆工に命し創めて南部塗に換し以て漆器を製せしむ 根來塗
 往々抹金の描畫を少しく創めて南部塗に換し以て漆器を製せしむ 根來塗
 千五百九十年 豐臣秀吉根來寺に於て製造せし所の者なりしを天正十三年(西紀
 紀伊國那賀郡なる根來寺に於て製造せし所の者なりしを天正十三年(西紀
 千五百九十年)豊臣秀吉根來寺に於て製造せし所の者なりしを天正十三年(西紀
 これより漆器の業も隨て根來塗たり然と京師の漆工黒江塗 村紀伊國名草郡黒江
 以て此 春慶塗 名を以て呼ぶの能代塗 出羽國山本郡能代にて製する所
 稱あり 七十年頃 飛騨の工人山打三九郎といふ者此地に來り始めて製し出せり
 其製は色淡黄にして木質透明す時人これを能代塗と名づけし 飛騨國に
 ても一種の塗を玩極め飛騨産と 若狭塗 若狭國遠敷郡小濱にて製する所

すもと刀劍鑑定家なれを傍ら諸藝に通達し、書を能くし近衛信尹、松花堂昭乗及び光悦を以て平安三書を善くし始め海北友松を師とし尋て土佐風を慕ひ頼て又漆筆と稱す。一種の逸格を出し世に光悦風と稱美せらる。又漆

器蒔繪の工に妙を得たり、其製作つねに人の意表にいで見る者をして其意匠の新斬なると其手藝の巧妙なるとに驚嘆おく能はざらしむ

(を)尾形光琳或は緒方名は方祝又ハ光琳はその號にして又寂明、洞聲、伊亮、青々堂、長江軒などの號あり、京師の人にして後に江戸に寓す、初め書

を狩野常信に學び後に野村宗達の風を慕ひ、又古土佐畫を悦び遂に和畫の妙手に達る、又蒔畫を善くし其製光悦に倣ひ更に新意を加へて鉛

錫、青具等を嵌し甚だ風致あり、畫と共に其名一世に冠絶す、享保元年西千七百四十六年四月歳五十六にて歿す京都小川頭妙顯寺塔中本院に葬る

(か)梶川久次郎 慶安の頃西紀千六百の人にて蒔畫に巧なり、幕府に仕へて蒔畫師となり子孫その職を襲ふ世にこの派の蒔畫を稱して梶川蒔

畫といふ、但し久次郎は印籠の蒔畫に最も優れたり、近代に至ては天保年間

西紀千八百 梶川平三郎その技を巧にして家風を善す

○覺々齋長寛 天保年間西紀千八百の塗師の妙手なり、江戸の人にして名聲近代に高し

(よ)良直 姓は源、官は右衛門少志、壽永年中西紀千八百の漆工の名手なり、後鳥羽帝大嘗會を行はせ給ふとき諸名匠を召集して其用ゐる所の諸器

を造らせし其中漆工には良直と當時同じき名工の聞えありし中原永盛との二人なりき

○吉長 正和年中西紀千三の人にして漆工の名手なり、當時江州日吉神社を造營す、此工事に用ゐんとて朝廷命じて諸名匠を召集せしが吉長

は漆工清光、守近、守氏、友重、道性、正圓、友長、法阿、國友、隨親、吉行、守弘等と共に此時の招きに干かる、凡てこれらの召を受し者は皆この頃の妙手と

稱せられたり

(九)玉格象谷 讃岐高松の漆工なり、支那の法に基き更にまた新意を加へ

て一種の漆器を製出す、世これを象谷塗といふ、其法は竹籠を以て質とし、或は木器を質、黒漆又は朱漆を塗り、之に細密なる花章を雕り、或は同色、或は異色の漆にて更にその花章を填め、以て鮮明にす、其巧甚だ精良なり、寛政年間西紀千七百の人なり、其子藏黒、弟藤川清次文備堂も亦この技に長ヒ子孫代々業を相傳ふ

(と)宗哲 姓は中山、勇山と號す、元祿年間西紀千六百の漆工の名手なり、蒔畫を能くし、最も塗を巧みにす、子孫みな宗哲の名を繼ぎて、數世に及ぶ

(つ)堆朱平十郎 慶長年間西紀千六の工人にて、堆朱を製するに甚だ巧なり、故に此名稱あり、其業を以て家康に仕へ、子孫相次て世襲す、また萬治のころ西紀千六堆朱楊成といふ者あり、亦堆朱の妙手と稱せられ、享保のころ西紀千七京都佛光寺に堆朱屋治郎左衛門といふ者あり、世人評してその技門入の上に出づといふ、又同時に江戸に堆朱養清、長崎に藤七及び勘七といふ堆朱工ありて、並に名工の聞えありき

(な)永田友治 享保の頃西紀千七の蒔畫師にして、光琳の風を慕ひ、當時の妙手と稱せらる

○中山胡民 近代の名手にして、蒔畫を能くす、羊遊齋の門人にて、弘化のころ西紀千八百の人なり

(ぬ)井上白齋 寛政年間西紀千七の蒔畫師にして、當時の名工、原羊遊齋と共にその名世に高し

(ふ)藤重藤殿 慶長年中西紀千六の漆工にして、當時の妙手なり、原は奈良の人なりしが、徳川家康、豊臣氏に代り、大政を奏決するに及び、藤殿を江戸に召て、漆器を作らしむ、此際また家康藤殿に命じ、漆を以て、煎茶に用ゐる磁器の缺損を補修せしむ、漆にて磁器を補修することは、藤殿を始めとす

(こ)古満休伯 寛文のころ西紀千六の蒔繪師にし、幕府に召る、其製する所、甚だ精巧にして、亦優雅なり、其子を安巨久藏と稱し、亦良工なり、家を嗣

て第二世詩繪師となり其後子孫つぎ々業を世襲す世にこの派の詩繪を稱して古満詩繪といふ

(あ)青貝長兵衛 元和中西紀千六百廿年頃螺鈿工の妙手にして長崎の人なり支那の法によりて青貝を漆器に装することを始む是より先き本邦の螺鈿は産する青貝のみ用か來りしが長兵衛更に其技甚た精妙なり青貝の稱を得支那の法を傳へて鮑貝即ち青貝を嵌入すしは此故なりき

(さ)貞安 姓は清原安元の頃西紀千七百七十餘年の平文師なり平文の製は漆に金版にて或は平脱文ともいふ當時詩繪師に則季といふ者ありしが相共に名工と稱せらる嘗て後白河上皇の五十の賀宴を開き天下諸工藝に秀たる者を召見し給ひしことあり貞安則季とも召れて其席に列れるを以て時人稱して名譽とせり

○坂内寛哉 寛政年間西紀千七百九十一年代の詩繪師にして其技精巧緻密なり其描法古満派なるを以て古満寛哉とも稱す

(ま)春慶 後龜山帝の御宇西紀千三百八十一年頃の名工にして和泉國大島郡堺の人なり唯黄或は鐵丹及び柿油を以て着色したる一種雅潤の採法を發明す世に春慶塗と稱するは是にて春慶は即ちその祖なり

○珠光 奈良の僧にして茶事を能くするを以て足利義政に召さる珠光たいに茶道に精しきのみならず採法に亦巧にして能く茶器を製出せり文明年中西紀千四百七十年代の人なり此頃泰阿彌清阿彌の両工あり亦漆器の名手と呼ばる

○春正 姓は山本京都の人にて延寶ころ西紀千六百八十年頃の詩繪の名工なり殊に磨出しに妙を得子孫にその職を傳へて數世に至る世これを春正詩繪といふ第一世春正以後みな春正を以て家號とす而して其子孫尾州名古屋に移住して職を世にす

○鑑見小兵衛 京師の良工にして名を政誠といふ磨出詩繪に頗る妙を得たり正徳年間西紀千七百十餘年の人なり

(も)門入 後土御門帝の御宇西紀千四百七十八年頃の漆工にして京師に住す支那の

法により堆朱堆黒を製出せり

(せ)關宗長 寛永年間西紀千六百廿餘年の名工にして京師の人なり其製造の器に

漆にて名を記することを始め是より前は漆工その名を製品に題する

には皆彫鏤たりき

○青海勘七 元祿年間西紀千六百九十一年頃の名工にて漆畫を善くし殊に波文を

巧みに描くこれ青海の名ある所以なり

(す)鈴木庄左衛門 名を正義といひ京都の詩畫師なり寶曆西紀千七百

の人にして其名聲當時に高し

◎陶磁器製造名家傳

本邦製陶の業は神代に起り紀元六百三十年代西紀二千の頃より外國の製法も傳へられ且當時すでに物象を造り又陶器に波文及び獸形等を裝飾せる者あり然と未だ釉を施さず降て延曆遷都の時西紀千七百九十七

年西紀千六百九十九年に至ては陶業頗る進歩し瓦にさへ粘を施し大極殿を葺にみな碧瓦を用ゐたり而して延喜年間西紀千九百零一年には製陶の地漸く増加し當時

陶器を以て調と爲し國は大和河内攝津和泉近江美濃播磨備前讃岐

筑前等の十國に及ぶ其後世の治乱によりて此業の盛衰は多少免れ

ざりしと雖も天慶の頃より東西亂れ諸國の頃西紀千二百尾張の陶

工支那に渡りて其陶法を學び得て歸りし以來陶業再興し爾後は世

の騷擾に關せず此道の發達著るしく以て今日に至る其間名工も頗

る多く出たり

此條は前なるとは少しく例を別にし先づ陶器の種類を分ちて掲げ

その下にその燒の名手を併記せりそは看者に名種の陶名を知るに

併せて其陶工の妙手を知るの便を與へんと思へばなり

(い)犬山燒一名丸山

尾張國丹羽郡犬山城新羅村と稱すの邊にて製出するを以て名く其始め文政年間西紀千八百二十餘年支那製の呉須及び赤色の描畫

を模造し、又本邦乾山の風を寫す、今に至て依然その製に従ふ

○出雲燒 樂山富士名の二種あり、樂山は慶安年間西紀千六百 出雲國島

根郡松江の樂山にて始めて燒出し、富士名は萬治年間西紀千六百 樂山

より窯を分て専ら茶器を造る、樂山燒は陶工權兵衛といふ者長門國萩

より土及び釉を齎來りて製せしを以て其器萩燒に似て少しく奇を帶

ぶ、製する所點茶の具茶碗、水指、多し、其名を權兵衛といふを以て人々然と

一代にして廢絶せしを寛政年間西紀千七百 に至り、浪工出でて製陶の業

再び起り爾來繼續して今に至り頗る熾盛を致す、近來此地より製出す

る所のものは黃釉を施したる上に五彩の釉を以て畫く、往昔より今日

に至るまで此地の陶器を概稱して出雲燒といふ

權兵衛 長門國萩の陶工高麗左衛門の弟にして慶安年
半六 權兵衛の弟子にして能く抹茶器を製す、萬治年間樂山よ
善四郎 郷政年間の其工味にして陶器を製する所た茶器に止る

四郎 製陶に巧みにして、諸の茶器を造らしむ、是出雲燒中興の名工なり
自らの意匠を加へて、諸の茶器を造らしむ、是出雲燒中興の名工なり

(は)破風 建武年間西紀千三百 尾張春日井郡瀬戸村の陶工第四世藤四郎

の製せし陶器にして其施せる釉の破風家屋の棟端に木を横たへ山形に

似たるより名けし者なり、茶壺多くして雜器少なし

○萬古燒 元文年間西紀千七百 伊勢國桑名の商沼浪五左衛門の始めて

製する所なり、五左衛門點茶を好み樂燒を造るに巧みにして交趾或は

阿蘭陀の彩色釉畫を善くし其製眞に逼る、窯を其地なる小向村に開き

て多く製出す、然と其陶工ならざるを以て價を求めて驟す、只だ賞翫す

る者にのみ之を予へたり

沼浪五左衛門 十六年幕府に江戸に召され居を小梅村に卜して専ら陶器を

造り萬古の印を欸す、其世に存する者
有節 桑名の骨董家なるが製陶を巧みにして樂燒を欸せんことを五左衛門保
番萬古とは全くその製を異にして手頭を以て相造し、業燒多きに居る、且急須

○秋焼 長門國阿武郡秋の松本にて焼く所のものなり、其始めは永正年

間 西紀千五に在り、當時製する所の陶器は其の質緻密にして釉色白赤を帯

人これすを降て慶長三年 西紀千五百 朝鮮人李敬といふ者歸化して此地

に留り名を高麗左衛門と更めて陶器を製し、其製する所の高麗の草登朝

陶質粗にして淡淋なる白黄の釉を施せり、茶碗、香盆、花瓶、皿鉢等を造り、其

二三四缺くる所あるを以て名いふ、寛文中 西紀千六百 大和國の人三輪

休雪この地に來り陶術を能くするを以て國主毛利家に仕へて陶器を

製する其製する所に必す疑密にして淡白に青色を帯たる釉を施す而して釉の止

つに別爾來工人業を傳へて今に至れり

○豊助樂 文政年間 西紀千八百 尾張國愛知郡にて豊助といふ陶工、樂燒の

法に倣ひて茶器食器等を製す、而してその外面に漆をぬり之に描金、漆

畫を施し裏面は樂燒の質をあらはせり、工人業を嗣て今に至る

○常滑燒 尾張國知多郡常滑村より焼出すを以て名づく、其始め詳かな

らず、傳へて天正年間 西紀千五百 に窯を開くといふ、其質粗にして赤色

を帯び茶褐色もしくは黄色の釉を施す、瓶子、酒壺、花瓶、及び喫茶器等を

製出せり、然そその製甚だ巧ならず

○尾張新製 尾張國瀬戸の赤津村にて製造する所の者なり、其始めは享

和年間 西紀千八百 肥前國有田村の製磁法を傳へ移し、此起り、爾來進歩

に進歩を加へその巧頗る精妙に達れり、此地は最も古き本邦の製陶地

にして是より前盛に陶器を出し加藤景正 初代 藤 を始め二世藤四郎等

の名工も多く起りたれを皆瓷器にして磁器を製せず、殊に抹茶器を主

として其他の器を造ることは甚だ少なかりき、磁器の製法ひらけし以

來は舊時の風を一變し凡百の器物を製出して世用萬般の需要に供す

るに至る、然そも舊來瓷器を製するを以てその職とし來れるが故に尾

張の方言に瓷器を造るを本業と稱し磁器を製するを新製と稱す

加藤氏吉 肥前國有田村の陶師其の弟にして享和元年(西紀千八百一十年)津村にて磁器を製出す即ち尾張新製の磁器といふべき人なり

柗吉 尾張新製の工人にして牛功等と共に方今の名手なり最も青花磁器の器の大額を造る其大さ九尺

(加)唐津燒

肥前國松浦郡唐津の山麓にて製する所の陶器なり此地陶器を製すること極めて古し然そその始めを詳かにせず或は云ふ孝徳帝の時西紀六百に創むと而して當時造る所のものは皆瓦器にして釉を施せる者なく其質は頗る堅硬なり今なほ稀に存す斯て世人が珍貴として賞愛する所の唐津陶器に七種あり一は米量(元享年間西紀千三百廿二)に津釉を施し潤澤なし此器を以て米を磨しによ二は根拔(建武より文和)に津釉を施し潤澤なし此器を以て米を磨しによ三は奥高麗(文明より天正の間西紀千四百七十年より千五百八十年頃)に製する所に於て高麗の茶碗を模造せし者なり陶膚や密りに塗る釉色は赤黄もしくは青黄な此三種を稱して古唐津といふ四は瀬戸唐津(應仁より天正の間西紀千四百六十七年より千五百八十年頃)に製する所に於て尾張の瀬戸の釉水を用いたる故に名づく白土にして白色釉を厚く施し五は繪唐津(慶長年間西紀千五百九十六年)以降に製する所にして草書を描く器多し六は朝鮮唐津(天正より寛永の間西紀千五百七十年頃)に製する所に於て朝鮮の土及び釉を用いたる故に名づく土質赤黒にして青白を雜へたる釉を流布す水指皿鉢の類多し七は掘出唐津(寛永より享保の間西紀千六百廿餘年より千七百廿五年頃)に製する所に於て陶質堅く釉色は青黒を帯び器輪のところに土質を露すあり露はさるあり而して並に蓋輪の内には雜紋あるを其形多くは正圓ならず掘出を稱する故に火候度に過ぎ或はゆがみ或は缺けて全からずして工人の不用となし土中に埋めしを後世掘出し得て實説し此名を附せし者なり縦ひ埋めざ全き者たりとも同種の器には惣じて掘出の名を附す瀬戸唐津以下の四種を唐津の名物と稱す斯てこの地の陶業は年を経るに盛んに赴き工人或は自ら發明し或は他の法に倣ひ稍に窯を分ちて各所に開き遂に有田大河内志田小田志吉田松ヶ谷白石三河内斐山の九窯となり有田また分れて一瀬南河原廣房外尾黒牟田廣瀬の六窯となり有田以下十五窯にて製出する所の者を總稱して今利燒といふ(今利は本州の陶器を諸國に輸出する地の名なり)

戸唐津(應仁より天正の間西紀千四百六十七年より千五百八十年頃)に製する所に於て尾張の瀬戸の釉水を用いたる故に名づく白土にして白色釉を厚く施し五は繪唐津(慶長年間西紀千五百九十六年)以降に製する所にして草書を描く器多し六は朝鮮唐津(天正より寛永の間西紀千五百七十年頃)に製する所に於て朝鮮の土及び釉を用いたる故に名づく土質赤黒にして青白を雜へたる釉を流布す水指皿鉢の類多し七は掘出唐津(寛永より享保の間西紀千六百廿餘年より千七百廿五年頃)に製する所に於て陶質堅く釉色は青黒を帯び器輪のところに土質を露すあり露はさるあり而して並に蓋輪の内には雜紋あるを其形多くは正圓ならず掘出を稱する故に火候度に過ぎ或はゆがみ或は缺けて全からずして工人の不用となし土中に埋めしを後世掘出し得て實説し此名を附せし者なり縦ひ埋めざ全き者たりとも同種の器には惣じて掘出の名を附す瀬戸唐津以下の四種を唐津の名物と稱す斯てこの地の陶業は年を経るに盛んに赴き工人或は自ら發明し或は他の法に倣ひ稍に窯を分ちて各所に開き遂に有田大河内志田小田志吉田松ヶ谷白石三河内斐山の九窯となり有田また分れて一瀬南河原廣房外尾黒牟田廣瀬の六窯となり有田以下十五窯にて製出する所の者を總稱して今利燒といふ(今利は本州の陶器を諸國に輸出する地の名なり)

祥瑞に渡り松坂の人にて通稱を五郎大輔といふ、正永年中(西紀千五百年代)明唐津の工人に傳ふ、磁器の製法はより諸國に傳振す

太郎左衛門、彌次兵衛、喜平次は並に方今の唐津燒良工と稱せらる

(九)高取燒 筑前國高取にて製する陶器にて慶長年間(西紀千六百)朝鮮歸化

人の始むる所なり、當時製せし所のものは多くは茶器に止りしが寛永の頃(西紀千六百)五十嵐次左衛門といふ者もと肥前唐津の城主寺澤忠高に仕へしを致仕のち筑前に來り黒田忠之(長政)の男に召され其命によりて朝鮮の歸化人八藏と共に陶器を造りしより製法を能くし、燒て諸國の通法其業大に進みて盛に諸器を製出す、而して寛永七年(西紀千六百)上座郡鼓村に移し寶永年間(西紀千七百)に至り工人更に福岡城南の東松山に窯を開き鼓村の巧を傳へて陶器を造る、故に爾後は鼓村と東松山との二處となり以てその業を今日に傳ふ

八藏(慶長年間)黒田長政に從ひて朝鮮の歸化人にて加藤清正に從ひ來れる者あり、更名して新九郎とよぶ、共に高麗の韋登の人にて、筑前に招き、陶器を製造せしむ、其製する所の質堅硬にして茶褐色の釉を施し、その上に黒色釉を施せり、世に之を古高取と稱す

八郎右衛門(朝鮮の歸化人)八藏の子なり、寛永年中、黒田忠之の命を受け、父して發明する所、少ならず、木圖に歸りて、彼の技、頗る進めり、其陶質緻密にして、白色淺碧、又は暗灰色、或は青黒等の釉を施す、並に潤澤あり、火度の様子によりて、自ら金色をあらして、美なり、世にこれを高州高取と稱す、其造る所多くは茶壺にして、抹茶家の珍貴する所のものなり

(五)樂燒 永正年間(西紀千五百)支那人(朝鮮人)阿米夜といふ者、歸化して京師に居り、名を改めて宗慶と稱す、一種の陶器を發明せしが、幾くならずして、歿せしを以て其製品存せず、其妻尼となり、夫の法を傳へて陶器を造る世人、これを尼燒と名く、其子長祐、織田信長の命により、千利休の意匠を用ゐ、父宗慶の法に倣ひて、赤黒釉の茶碗を製す、而して其製みな指頭によりて成る、形状奇にして、頗る雅致あり

長祐(歸化人)宗慶の子なり、天正十六年(西紀千五百八十八年)歸化、其製甚た佳

其なりければ秀吉これを買して樂の字は金印を賜ふ、長祐大に喜ひ爾後自ら製する所の陶器に皆この印を用かて樂焼と名つけ且つ樂を以て家の號とす、其後慶長年間に至り故ありて金印を廢して更に樂の字の印を造り爾來代々これを用ふ、長祐は即ち樂家の第一世にして其通稱を長次郎といひ氏を田中といふ、田中氏は千利休の子ふる所なり

常慶に樂家第二世にして通稱を吉左衛門といふ、吉左衛門樂焼の妙手

第三世を道入といひ第四世を一入といひ第五世を宗入といひ

第六世を左入といひ第七世を長入といひ第八世を得入といひ

第九世を了入といひ第十世を且入といひ以て今に至る

(お)御深井 尾張國名護屋城の外郭中にある地名なるが寛永年間 西紀千

年三十 德川光友國主 窯をを園中に築きその土を以て陶工に茶壺を名け

て御深井焼といふ、其後天保の頃 西紀千八百 に至り齊莊藩主のまた陶

工をして各種の器を造らしめて工業の進歩を圖る、然と其窯今は廢せ

り、御深井焼は其質緻密にして佳良なり

◎織部焼 その始め天正年間 西紀千五百 古田織部正重然して千利休の弟子に

織部流の尾張春日井郡瀬戸村の陶工に命じて焼しめし所なるを以て

此名あり、陶質柔軟にして厚く黒褐色の釉及び緑の釉を施して草畫を

描す、此法傳はりて今に至る

○大河内焼 享保年間 西紀千七百廿年頃 國主鍋島氏命じて陶窯を肥前有田に隣

れる岩屋川の地に始めて開かしめ、其後故ありて大河内に移し陶工を

藩籍に属して精良の器を作らしめ、之を幕府に献じ私かに販賣するを

禁じたる所の者なり、然と貴族の需めに應じて製せし者あり、製する所

茶碗、皿の如きは臺輪に櫛形紋を附して記とす、故に之を稱して櫛手と

いふ

○大樋焼 加賀國河北郡大樋町にて製する所のものなり、天和年間 西紀千

餘年八十 京師の陶工樂吉左衛門一の弟長左衛門といふ者この地に來り

樂焼に倣ひて點茶用の茶碗を製す、其質緻密にして赤黄色の釉を施せ

り、釉色飴の如くなるを以て俗に大樋の飴釉と稱す、是第一世長左衛門

にして子孫その業を嗣ぎ第四世長左衛門に至り圈内に大種といふ印を附し爾後は代々みな然す今は其製するところ茶器のみにわらず又村中の人おほく製陶の業を執れり

(く)九谷焼 加賀國江沼郡九谷村にて製する所の陶器なり其濫觴は寛永年間西紀千六百加賀國大聖寺の城主前田利治その臣田村權左衛門に命じて窯を九谷村に開かしめ主として煎茶家の用ゐる茶壺水指の類を焼せしに在り萬治の頃西紀千六百に至り利治の子利明父の遺志を繼ぎて後藤才次郎を肥前の有田に遣し磁器彩釉の法を學ばしめ以て陶器を造らしむ此際京師の名工久阿守加賀に來り遊ぶ因て之に畫しめ其手と稱する者殊に住なり此頃より以前の者を通稱して古九谷といふ後や、衰へしを文化年中西紀千八に至り吉田屋傳右衛門といふ者更にまた九谷村に窯を起して陶業を再興せしかば青緑の彩釉を描し爾來多少の沿革ありしと雖も其業は傳はりて今日に至る

傳右衛門 九谷中興の祖にして文化七年窯を九谷村に開き同十一年に同郡を移し九谷の土石を運搬して諸器を製し支那風の青色畫を描

八郎右衛門 陶畫工にして學ば傳右衛門の時を同うす嘗て支那陶畫譜を得り世稱して八郎畫金襴といふ大藏清七 傳右衛門の業を續く頗る勳精し淺井幸八が八郎右衛門の陶畫に進み遂に海外まで傳へらるるに至るその製法を傳へり

庄三及び友三 九谷陶の工人にして安政年間西紀千八百五十餘年山城村の傍らに新窯をひらき金襴手を製す

(や)八代焼 肥後國八代郡高田にて製する所のものなり加藤清正兵を朝鮮より旋すとき朝鮮人尊階といふ者歸化して従ひ來り朝鮮の陶法を以て煎茶の茶壺及び茶碗の類を製す其質緻密にして青、黃、黒の釉を垂下したり始めて開窯せしは寛永九年西紀千六百にして其後正保のころ西紀千六百同郷下豊原村にて更にまた一種の新陶を造る此時のものは瓷器にて肉薄く色淡灰にして白土の細孔紋理をなし甚だ上品なり

り、爾後勵精して頗る佳良妍美の器を製出し其地の工人巧を傳へて今日に至る

傳階たづみ長三年加藤清正に從ひて器化せし朝鮮人なり、後に細川忠興に召

(ま)真中古 尾張國春日井郡瀬戸村にて製せし所の陶器なり、真中古と稱

する故は文永年間西紀千二百六十七年 二世藤四郎の作る所なるを以て第一

世藤四郎の古瀬戸に對して云る者なり

二世藤四郎 第一世の業を嗣て更に創意を出して黄色の釉を發明す、先

のヲを全体に施し、茶碗の他に香爐、花瓶等漸く雜器をも製出するに至り、其業大に進歩せり 其上に之を斑に加ふるもあり、又黄釉

(け)乾山燒 元祿年間西紀千六百九十年代 尾形深省琳名書士光の造る所の陶器なり

皇城の乾北西なる鳴瀨村に居るを以て乾山と號す、性陶法を好み一種の

陶器を製出し紫翠乾山或は紫翠深省といふ落款を附せり、其陶風は樂

燒に似たる所あり、往々器械を用ゐし者あれを手頭にて捏造せし者多

し

○乾山燒 天保の頃西紀千八百三十年代 の人にして姓を三浦といふ江戸人破笠及

び乾山に倣ひ陶製にて巧みに動植物の細小なる形を摸造す、その技頗る精妙なり

(こ)古瀬戸 尾張國春日井郡瀬戸村にて製出せし古き陶器をいふ、此地の

陶器何れの頃に始まりしか詳かならざれを上古より陶器を調貢し後亦製陶の業頗る盛大に及びしに因て陶磁器を惣稱して瀬戸物といふに至る

加藤四郎左衛門景正尾張の陶工なり瀬戸村にて陶器を造りしが粗

造にして覆ふ故に釉、口に及ばず因て世これを稱して渡り陶法を學ひて安

應二年西紀千二百廿三年僧道元に從ひて支那宋代に渡り陶法を學ひて安

貞元年西紀千二百廿七年に瀨戸に來り遂に其土を鑿諸國の土を試みるに皆そ

の質宜し、陶器以前に所らぶれば數等の茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

那より齎す所の土に於て造れる茶壺を藤四郎物と稱し、又その支

(五)永樂燒 文化年中西紀千八百十年土風爐師善五郎了全といふもの本業の餘暇に和漢の古器を模造し頗る巧緻精妙を得、その中支那永樂年間明の千四百年代製せし所の金襴様と稱する磁器に本きて造りし者赤色釉を以て造り其上に金粉殊に佳なり、徳川齊順國紀伊主深く賞愛して永樂の印を賞與す、爾來永樂を磁器の名とし又家の氏とし以つてその業を子孫に傳ふ

(六)淡路燒 天保年間西紀千八百三十餘年頃淡路國三原郡伊賀野村にて始めて窯を開く、其製する所のもの土質柔軟にして描く所の彩釉甚だ妍麗なり又青或は黄なる釉を施せる小器を製す、其狀恰も粟田燒の如し

加集珉平淡路國伊賀野村の人にして京師に上り五條坂の陶工尾形周平に從ひて陶法を受け天保年中その村に還りて製陶を始む其子力太及びその姪三平業を傳へ以て今日に至る

○有田燒 慶長年中西紀千六百十年頃朝鮮の歸化人李參平肥前國松浦郡泉山にて白堊を驗出して製し創る所なり、泉山は滿山悉く磁器を製するに適

する瓦土及び釉料の土石を産するを以て工人遠近より來り集ひ、その業稍に發達し又盛大に赴き今は陶工百二十戸、錦描をなす者三十餘戸職工千五百餘人ありといふ、以て其の熾なるを知るへし

李參平慶長三年西紀千五百九十八年錦島直茂、朝鮮を征して還れる時其臣に頗る妙を得たり、始め肥前の田中村にて陶器を造り試みしが土質意に適せず、其後松浦郡泉山にて瓦好の白堊を檢出し精潤潔白なる磁器を製するを得、遂に有田燒の今日隆盛を致す基

東島徳左衛門肥前伊萬里の人にして正保四年西紀千六百四十七年長崎に於て其後松浦郡泉山にて瓦好の白堊を檢出し精潤潔白なる磁器を製するを得、遂に有田燒の今日隆盛を致す基

辻喜左衛門有田の瓦工にして寛文年間西紀千六百六十餘年の人なり、其自も亦名手の間はあり

辻勝造有田の工人にして今代の名手とす、透影を能くして香蘭社と號し以て其道の進歩を謀る、勝造は喜左衛門の後なるを以て舊に依り陶器を朝廷に調進せり

○粟田焼 第二編粟田陶器の條に委し

(一)薩摩焼 慶長年間西紀千六百 薩摩國主島津義弘朝鮮の役に從ひ其還る

に際し彼の地の陶工十七人仲氏、李氏、朴氏、下氏、姜氏、陳氏、鄭氏、車氏、林氏、白氏、朱氏、沈氏、廣氏、金氏、何氏、丁氏、崔氏を携へ來り鹿兒島の高麗町に居しめ其中より良工を選びて大隅國帖佐に

徙し其處にて點茶用の茶壺、茶碗等を造らしむ當時の陶器の質は緻密に施す其中に蛇蝎を稱し白色の其後寛永年間二三百に復その窯を薩摩の豎野に移し次で礪の田野浦に移し更に苗代川村に窯を築きて燒

出せり是より良陶と稱すべきもの出來り當時製する所のものは白磁に造の刷毛目三島及稻に進歩し寛政年中九百國主島津齊宣工人に命じて白瓷に金襴の採紋を着しめ之を錦様と稱す斯てこの地の陶業

ますます熾にして其巧今日に傳はる

○相馬焼 磐城國宇多郡中村にて製する所のものなり慶安年間西紀千

同地の工人始めて窯を開く其陶質粗糙にして灰色の釉を施し走馬を畫けり走馬の畫は狩野尙信この地に遊べるとき中村の城主相馬義胤の需に應じて畫く所なりといふ走馬は相馬氏の徽なり古近世に至ては其技頗る進み前製の者と面目を改め甚だ精好なる者を製出す

(二)京焼 天正年間西紀千五百に始まるといへど誰の開窯たるを詳かにせず當時の著名なる工人は正意、萬右衛門源十郎、宗伯、新兵衛、茂右衛門

吉兵衛、道味、江存、茶白屋、茶染屋等なり是等は天正より寛永に至るまで五十年間に出入し人にて並にみな點茶器を製す奇品の今然と其技を傳ふる者なし寛永の頃二三百野々村

仁清といふ名工いで其技さきの正意、萬右衛門等にもをさし譲らず且子孫その業を嗣ぎて製陶を盛にせしを以て後世仁清を京焼の始

めとなすに至る仁清のことは第二編清水坂陶器の附記に委しく出たり

仁清丹波國野々村の人にて姓は藤原名は清兵衛、寛永(一)に寛文の頃の製陶の名手なり、京師に來りて粟田口御菩薩、岩倉鳴龍、廣々峯、小松谷、清閑寺

丹波國野々村の人にて姓は藤原名は清兵衛、寛永(一)に寛文の頃の製陶の名手なり、京師に來りて粟田口御菩薩、岩倉鳴龍、廣々峯、小松谷、清閑寺

等の數處に陶窯をひらき後に御室に移住す、此時仁和寺の仁字を賜はり已
が名清兵衛の清を取りて仁清と稱せりといふ、其陶器は施釉堅實にして恰
も魚卵の如き地模様をなす、而して淺黄の地
色に青緑の若きを施し金色を以て飾れり

○清水焼 第二編清水坂陶器の條に委し

○紀州焼 天保年間 西紀千八百 紀伊國主徳川齊順、京師の陶工了全を招

き自ら指教して交趾様の陶器を造らしむるを以て始めとす、其釉法は
紫、黄、青の三色の釉を斑らに施し甚だ佳美なり、此地の工人その巧を傳
へて今に至る

○金花山 永仁年間 西紀千二百 尾張春日井郡瀬戸村の陶工なる第三世

藤四郎、美濃國金花山の土を取て製する所の者なり、故に此名あり、第二
世は黄色釉を用ゐたれど第三世は第一世藤四郎の法に倣ひ茶褐色の
釉の上に黒色釉を斑らに施し黄色釉のものなし、又茶壺のほか雜品を
見す

(み)美濃焼 美濃國土岐郡多治見村にて製す、慶長年間 西紀千六 朝廷の命

によりて土器の花瓶、酒壺等を造り、文化年中 西紀千八 に至りて磁器を

製す、其製法はもと尾張の瀬戸及び赤津に倣ふと雖も磁質透明にして

青花藍染 淡花薄色の者おほし、尾張新製と共に世に行はれ其業頗る盛

なり

(し)志野 文明の頃 西紀千四百 志野三郎左衛門尉宗信 足利義政の臣にして

尾張國瀬戸村の工人に命じて一種の茶器を造らしむ、因て此名あり、其
製器輪厚く質粗にして白色釉を濃く施し龜甲紋の劈痕を出す、而して
之に花卉を畫けり、其法傳はりて今に至る

○信樂焼 近江國甲賀郡信樂の長野村にて製する所の陶器なり、其始め

は弘安年間 西紀千二百 にわれど當時は種壺稻子を器 浸種壺芽を生せし
子を水に 等の如き者を焼出すに止りしが後世の頃のものを古信樂も稱
硬なり釉は濁黄赤にして其上に透明な 永正の頃 西紀千五 に至り此地より
始めて茶器を造り出し武野紹鷗に賞せられ紹鷗は當時有名なる茶人な

樂を紹興信寛永年中西紀千六百には千、宗且に愛せられ、宗且は利休の孫にて、これとて宗且信樂といふ。爾來茶家の爲に愛玩せらる。遠州信樂信樂の政一人に命じて焼しめし所なり、其製法、空中信樂本阿彌空中が本地の土に仁清信樂土を用か肉漙くして精巧なり。野々村仁清が本地の新兵衛信樂京師陶工新兵衛が本地の士を以て製する所。なを稱する者もありて各一種の得色をなす。此地の工人これらの製法に倣ひて諸器を造り以て今に及ぶ。

○白石焼 肥前國白石にて製する所の者にして其始を詳かにせず。安政年間西紀千八百京師より陶工走波といふ者こゝに來りて陶器を製す。其狀永樂に似て彩畫描金を巧に用ゐたり。工人その業を傳へて今日に至る。

(ひ)備前燒 應永年間西紀千四備前國伊部に窯を開きて陶器を製す。世人これを伊部と稱し、後世茶褐色の釉を施して其上に更に黄色の濃釉を撒し、奇形又火櫻といひ、紅線の澤のこもく形づくれる班文あるを以て火又單に

備前といふ。最初は種壺、浸種壺の如き農具のみを焼しが、其後花瓶、酒壺等をも造り、天正の頃西紀千五百に至り始めて茶壺を製す。世この頃のものを古備前と稱して賞愛せり。然る後世は茶器よりも插盆、酒壺にその名高し。世これを備前楯鉢、備前徳利と呼びて其質の堅實なるを重寶とす。古來業を傳へて製陶に従事する家は森、木村、頼宮、金重、大饗、寺尾等の六氏なり。

三日月六兵衛 備前燒の瓦工にして天正年中の人なり。始めて茶器を製し、其器微青色の釉を施す。火度過甚にして茶褐色に變ぜしを最も佳と稱す。同時代に六兵衛に並びて名を得たる一工あり。櫻花の記號を印す。其製はと三日月に同じ只その少しく。

附 録
刺繡及び染物

◎刺繡 世にこの技を稱して縫箔といふ、そは昔時衣服の絹に縫と摺箔とをなしたるが故なり、其起原は詳かならざれども源順の和名抄に繡の字を出して沼無毛乃と訓し以五色、絲刺、萬物、形狀也と註し、順は天人なれば西紀九百五十年代に當る又や、時代かくれて道長が全盛を記し、榮花物語には「裳、唐衣の服、さうが、ん、薄物なぞ、金して造りたる菊の折枝、松なぞ、縫たるいとをかしの烟、後また伊勢の海といふ、催馬樂を、簾手にぬひたり、歌合なぞあり、道長は一條帝の時の人なれば西紀千年ころに當れり、簾手とは此他ぞあり、歌の意を畫にかける才にて昔の人にはあしで繪を畫だ好みたり此他らてんといふも見ゆ、らてんは螺鈿にて螺粉を蒔つけし者をいひ、さうが、んは鑲嵌にて金銀箔を細くして縫つけたるをいふ、然ば當時すでに刺繡、箔摺にいろくの種類ありて、貴婦人の用に供せしこと知れたり、降て室町時代、西紀千四百年代となりては種々の模様を染てその間々を五色の糸、金糸なぞ以て縫ふこと流行す、これを繪繡物また唐繡なぞ稱せり唐繡とは、繡糸にて織たる布をいふ、より而して古へも此頃も刺繡の衣を

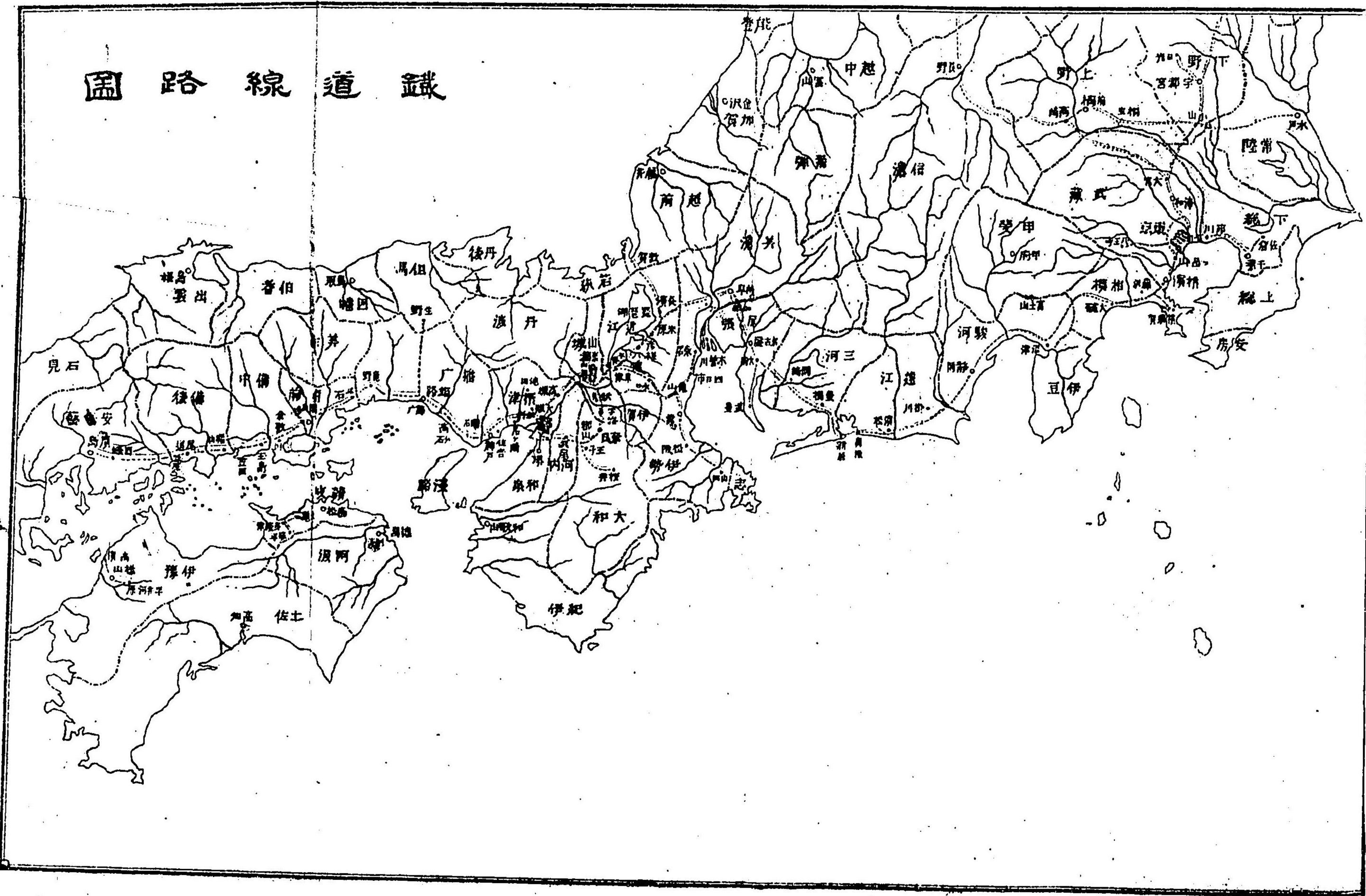
着るは重に婦人にして男にては貴人の子息十四五歳まで縫せし服を着することあり、其後徳川の世に及び刺繡を用ゐること殊に盛になり、公家の上臈武家の女中ことく、皆その上衣には刺繡を用ふ、また箔の小袖とて金銀箔にて模様を着たるあり、其模様は石盤及び鱗形にて禮式なぞの時にこの模様を衣服を着す、地を黒にして金にて石の後また地なし小袖とて惣体に金箔を松川菱のやうに置たるが行はる、是は一般に婦人の禮服に用ゐられたる者にて、婚禮、年始なぞ男の鬘斗目きるとき女は地なしを衣たりといふ、寛永の頃、西紀千六百遊女までも之を用ゐしと見え、近世奇跡考、山東庵に昔の婦女は縫箔の小袖を禮服とす、京六條に傾城町ありしとき寛永の頃までは遊女も地なし縫箔の小袖へり、箔の小袖を着たるが云々と記せり、後世地なしと稱する、摺箔は廢れたれど刺繡のかたは彌増す盛に行はれ、後には貴婦人たちのみならず下様に至るまで婚禮の禮服なぞには縫を用ゐ、又芝居の衣裳なぞには

五彩金銀箔の大刺繡をなすを常とし平素も婦人の半襟男子の烟草入
 その他なにくれと刺繡の業頗る繁多となり其技もまた甚だ進歩し今
 代にいたりては諸名家の畫などを巧に刺繡して遍額掛物屏風等を製
 す、その製する所の花卉鳥獸人物もしくは山水みな精巧微妙真に逼る
 もの多し、而して京都尤もこの技に長せり

●染物 物を染る業は太古よりあり嘗て建葉髓命倭文布を織を以て楮麻
 等の糸を青赤その他の色に染めて横柳條を織成す、これを倭文布とい
 ふ、これ本邦花章の濫觴にして又染色の起原なり、八千矛神の歌に黒き
 御衣、青き御衣、茜つき染木が汁に染衣などいふ詞もあれば當時木草の
 染汁にて布帛を種々の色に染なして衣に製りしこと知らる、其後上
 下とも衣服は必ず布帛の染たるを用ゐたれば染物の業は稍に發達し
 延喜の頃百餘年には染色の數もふえ夾纈の細り蠟纈の形を畫き染て後
 洗去る蠟を等ありて具さに延喜式に載せたり、又源氏物語が式部は西紀千

年頃になり 枕草紙は紫式部も時を同うす納言等には其頃の婦人及び男
 子また稚兒なをの用ゐし衣服の染色をかすく記す、植絨が黄色にて青か
 らび染、蒲萄末濃、糖の方を色濃く棟談、棧色に少し青、地摺、白き絹に
 蘇芳、赤に黄を少し、支子、黄ばみ、紫苑、色、紅梅、赤、色、すり、摺、こ、形、青朽
 葉、白茶の赤く二藍、紅も藍も即ち紫、色、村濃、染たる者、卷染、三所を強く
 者、青銅、みの雜れる者、等は多し、又いろくの模様をも染めなしたる
 中に蘆手、摸様といふ者は殊に貴人の愛好せし染摸様なるが如し、足利
 氏の頃より徳川氏の初代にかけ世の變遷と共に人の嗜好も推移し、隨
 ひて衣服の染色摸様にも變化を及ぼし、今も能樂に用ゐる衣裳には
 足利時代の染色及び摸様の遺れるがあり、亂世には染色も亦これに伴
 るものにて一時かちん色、外國より襦布といふ物渡りしが其色に似たる色
 にて正しくはかち色なり、詛りてかち色とせし、昔方へ出したりと云ふといふ
 が勝負の勝に取て軍陣に用ゐられ、又武家に悦ばれしことあり、又古歌

鐵道線路圖



きやうと

第五編

雜部

◎七條停車場 下京區鳥丸通り七條南に在り、明治廿一年二月を以て開業す、その線路東は名古屋濱松、静岡、横濱を経て、東京に達し、西は大阪、神戸、岡山を経て廣島に至る、今左に京都より各要地及び名區への汽車賃金表を掲げて旅客の便に供す、但し下等賃金を記す、中等は下等の三倍、上等は下等の三倍と知るべし

東

新橋	横濱	大磯	沼津	靜岡	濱松	岡崎	名古屋	馬場(大津)	稻荷(伏見)
迄	迄	迄	迄	迄	迄	迄	迄	迄	迄
三四二十九錢	三四十一錢	二圓八十六錢	二圓四十三錢	二圓九錢	一圓六十一錢	一圓十九錢	九十四錢	十錢	二錢

西

廣島	尾道	岡山	姫路	明石	額田	神戸	大阪
迄	迄	迄	迄	迄	迄	迄	迄
一圓七十七錢	一圓四十七錢	一圓十七錢	八十一錢	五十九錢	五十二錢	四十七錢	二十七錢

●電氣鐵道 京都電氣鐵道は左の四線に區別して著手中なれば四月中旬までには悉皆竣工に至るべし

第一線 七條停車場より伏見京橋際まで長さ四哩強

第二線 七條停車場より五條、四條、三條、二條に至り高瀬通りを経て粟田口、大津街道入口より水利事務所に達す長さ三哩

第三線 高瀬、二條より寺町を北へ丸太町を西へ烏丸を北へ下立賣を西へ堀川に至る長さ二哩半

第四線 堀川下立賣より南へ三條を東へ西洞院を南へ七條裏の空地を経て停車場に達す長さ三哩餘

●人力車の賃金は一里七錢一日五十錢とす但し晴雨、晝夜道路の難今三條大橋より各名區への賃金を記すれば左の如し

修學院迄	十七錢	比叡山麓(八瀬)迄	二十五錢
鞍馬山迄	三十五錢	高雄山迄	二十二錢
嵐山迄	十八錢	宇治迄	三十錢

大津迄 二十錢 龜岡(保津村)迄 四十錢

●舟は高瀬川、疏水、及び保津川にあり、その種類及び舟賃を左に記す

高瀬舟 三條小橋より伏見に至る

運送舟 一人.....三錢

疏水運河

遊船 一人.....三錢

同三保崎より蹴上まで

屋形舟 一人.....五錢

保津舟 保津村まで

乗込一人.....五錢

●客舎

外國人旅宿

下京區八坂 烏居前東入

也阿彌

井上喜太郎

(ステイション丁)

二十圓 五十二錢

同 六匁迄 六 錢

以上の割合を以て目方二匁迄を増す毎に税金貳錢を増加す
端 書

並端書 壹 錢

往復端書 貳 錢

書籍 帳簿 各種印刷物 寫眞 書畫 繪圖
營業の見本及び錐形農産物種子

目方三十匁迄 貳 錢

同 六十匁迄 四 錢

以上の割合を以て三十匁迄を増す毎に税金貳錢宛増加す

但書籍類は一束の目方三百匁迄見本及び錐形は八百匁迄に限る
官報及び新聞紙、雜紙

目方十六匁迄 五 厘

同 卅二匁迄 壹 錢

以上の割合を以て目方十六匁迄を増す毎に税金五厘を増加す
但一個の目方三百匁を過ぐべからず

二號又は二個以上を一束にして差出すものは

目方十六匁迄 壹 錢

同 卅二匁迄 貳 錢

以上の割合を以て目方十六匁迄を増す毎に税金壹錢宛増加す
但一束の目方三百匁を過すべからず

書留手數料

郵便物一個に付 六 錢

右は何程の郵便物にても税金の外に納む
配達證明手數料

書留郵便一個 三 錢

別配達料

東京、京都、大阪は 拾 銭

右の外郵便局ある地は 六 銭

郵便局なき地は路程十八町迄 六 銭

同 卅六町迄 拾貳 銭

以上の割合を以て路程十八町迄を増す毎に六銭宛増加す

都て郵便物は大き曲尺にて長さ一尺二寸幅八寸厚さ五寸を限りとす

郵便物未納税不足税之あるときは届け先より其二倍を納めしむべし

若し届け先に於て未納税不足税を納めず其郵便物を受取らざるとき

は差出人に戻し其三倍を納めしむべし

官衙へ宛未納税の郵便物は直ちに差出人へ差戻さるべし

郵便爲替畧則

郵便小爲替料

金三圓迄 三 銭

郵便並爲替料

金五圓迄 四 銭

金拾圓迄 六 銭

金貳拾圓迄 拾 銭

金三拾圓迄 拾五 銭

小爲替は其証書の日附より効用期限六十日間とす

並爲替は其証書の日附より百二十日以内に受取べし若し此の日数を

越ゆる時は書換を願出べし

電信條例摘要

一音信(和文片假名) 拾五 銭

右十字以内を加ふる毎に金拾銭を増す

欧文五語以内 貳拾五 銭

右一語を加ふる毎に金五錢を増す

市内和文一音信 五 錢

同欧文五語以内 拾 錢

右和文は十字以内を加ふる毎に金三錢、欧文は一語を加ふる毎に金貳錢を増す

宿所姓名は電信料を要せず

電信料は頼信紙へ電信切手を貼用すべし又郵便切手を代用することを得

電信一通に發信人三名迄連名することを得

電信料不足拂の分は二倍追納のこと

配達料一里迄無手数料一里以上は郵税を拂ふべし若し拂はざる時は郵税先拂のこと

至急電信料は通常の三倍とす

追尾電信料(受信人轉居又は旅行)は一回毎に原電報料の半額を増す

同文電信料(同時に同文を同着局へ向け)は原電報料を除き一通毎に和文は五錢、欧文は拾五錢を加ふ

照校電信料(電信人に電文の誤を防ぐをいふ)は原信料の半額を増す

受電信報料(受信人に電信の正に違せしや否やの報を受ることをいふ)は和文は一音信、欧文は五語の料

別使配達料は着局より九町毎に三錢とす

電報受取証書の手敷料は三錢とす

電信符號 至急ウチ 追尾チヲ 改正追尾ナチ 同文ヨム 照校ム

ニ 受信ニチ 返信料前納ナツ 局待ヤム 親展ニカ 郵便配達ツ

ッ 書留配達カチ 別使配達マツ

小包郵便

小包郵便に差出すこと出来る品は左の如し

一 毒藥、劇藥、流動物、流動爆發燃燒腐敗し易き物、解化すべき物、動物、植物、鋒刀器、硝子器、陶器等の損傷し易く又他の物品を損害すべき物品

二 風俗を害すべき文章、畫圖、寫眞
三 金銀寶玉

四 信書及び信書の性質を有する者若くは音信文記入の物品
右物品の外は何品にても差出す事を得べし但第二項の物品も郵便局の承認を受ければ差出す事を得

小包郵便に差出す物品の容積は曲尺にて長さ貳尺、巾貳尺、厚さ貳尺迄を制限とし重量は壹貫五百目迄とす

小包郵便料一覽表

里程	重量二百匁迄	重量四百匁迄	重量六百匁迄	重量八百匁迄	重量壹貫匁迄	重量壹貫貳百匁迄	重量壹貫肆百匁迄	重量壹貫陸百匁迄
四十里迄	七	一〇	一三	一六	一九	二二	二五	二七
二十里迄	六	八	一〇	一二	一四	一七	二〇	二二
十里迄	六	八	一〇	一二	一四	一七	二〇	二二
四里迄	七	一〇	一三	一六	一九	二二	二五	二七

六十里迄	八	一二	一六	二〇	二四	二九	三四
八十里迄	九	一四	一九	二四	二九	三六	四三
百里迄	一〇	一六	二二	二八	三四	四二	五〇
百五十里迄	一二	一九	二六	三三	四〇	四九	五八
二百里迄	一四	二二	三〇	三八	四六	五六	六六
二百五十里迄	一六	二五	三四	四三	五二	六四	七六
三百里迄	一八	二八	三八	四八	五八	七一	八四
三百里外以	二二	三三	四五	五四	六五	七九	九三

郵便局市外に送達する小包郵便物は其重量に従ひ別に左の郵便料を加徴す

- 一個重量六百匁迄 貳錢
- 同 一貫目迄 四錢
- 同 一貫五百目迄 六錢

小包郵便物に對する保険料は登記金額迄賠償す而して其登記價額は百五拾圓を超過することを得ず

保險料は登記金額壹圓迄金七錢とし壹圓以上は壹圓毎に金壹錢を加ふ假令は物品登記原價拾圓なれば保險料は拾六錢にして五拾圓なれば五拾六錢の割合となるなり

金額を登記せざる通常の小包郵便物の損害に對しては重量百目に付金拾錢の割合を以て賠償す

左の場合に係る損害は政府に於て賠償の責任なし

- 一 天災其他避くへからざる事變に因るとき
- 二 物品自己の性質に因るとき
- 三 差出人の過誤怠慢に因るとき
- 四 本法郵便條例及び其施行に關する命令を遵守せずして郵便に差出したるとき

小包郵便物損害に對する賠償の請求は其郵便物の差出人より遞信大臣の指定する郵便局に之を爲すへし此場合には郵便料の返付をも請

求することを得その期限は郵便物差出の日より三ヶ月とす此期限を經過したるときは政府其賠償の責を免かる

小包郵便配達の際其物品の外被に破損なく重量に變異なきときは在中の物品に損害あるも政府其損害を賠償せず又受取人若くは差出人に於て異議なく郵便物を受取たる後顯はれたる損害も亦同ト

賠償又は郵便料の返付に關し郵便局の通知を受け之に不服ある者は其通知を受けたる日より二ヶ月以内に裁判所へ出訴する事を得

小包郵便物の轉送又は還付に對する郵便料を納めざる者並に小包郵便に差出すことの出來ざる物品を小包郵便として差出したるものは

- ◎貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す
- ◎通運會社

下京區四條通、室町東へ入

内國通運株式會社京都支店

通運賃錢表

重地 里程	十里内	二十里内	三十里内	四十里内	五十里内	六十里内	八十里内	百里内	里内 百五十	里外 百五十
百目迄	五	五	五	五	五	五	六	七	八	一〇
二百目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
三百目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
四百目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
五百目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
六百目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
八百目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
一貫目迄	五	五	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
以上百目 毎に増す	五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇

銀行及び諸會社諸商店

銀行

- 上京區鳥丸通 第一國立銀行京都支店
- 上京區上丸通 日本銀行京都出張所
- 上京區東洞院通 合名會社三井銀行支店
- 上京區新町通
- 下京區新町通

- 上京區柳馬場通 第三百三十國立銀行京都支店
- 下京區西三條通 第一百十一國立銀行
- 下京區西四條通 第十三國立銀行
- 下京區西三條通 第四十九國立銀行
- 下京區寺町通 貿易銀行
- 下京區東洞院通 株式會社京都商工銀行
- 下京區東洞院通 株式會社京都銀行
- 下京區東洞院通 株式會社西陣銀行
- 下京區東洞院通 株式會社西陣銀行

株式會社

- 上京區東竹屋町 第一絹糸紡績株式會社
- 上京區堀川通 京都紡績株式會社
- 上京區小川通 日本撥糸株式會社
- 上京區堀川通 西陣撥糸再整株式會社

上京區川崎通
御幸橋東詰
厚紀伊郡深草村
下京區河原町通
下京區三條通
下京區東區
小京區東區
下京區木屋町通
四條上ル
上京區岡崎
上京區富小路
通二條上ル
下京區四條通
上京區智恵光院
通寺ノ内下ル
上京區吉田町
百八十二番戸
下京區四條通
柳馬場東入
上京區三條通
東洞院東入

京都織物株式會社
京都陶器株式會社
京都電燈株式會社
關西貿易株式會社
京都倉庫株式會社
京都電氣鐵道株式會社
薩水倉庫株式會社
京都時計製造株式會社
內國通運株式會社京都支店
西陣紋織合資株式會社
京都製糸合資會社
丸阪合資會社
合資商報會社

上京區東區町通
爽川下ル
上京區烏丸通
三條上ル
下京區烏丸通四條
上ル
下京區油小路通
御前通上ル

京都生命保險株式會社
明治生命保險株式會社京都支店
日本生命保險株式會社京都支店
真宗信徒生命保險株式會社

住 所
吳 服 商

上京區東洞院通御池上ル
下京區三條通陸町西入
下京區東洞院通六角下ル
下京區六角通東洞院東入
上京區今出川通大宮西入
上京區元智願寺通智惠光院西入
上京區陸町通五條上ル

通稱 營業者氏名
錢 清 內 貴 清 兵 衛
千 切 屋 西 村 治 兵 衛
雁 半 中 村 半 兵 衛
井 孫 喜 多 川 孫 兵 衛
栴 平 伊 藤 平 三
橋 伊 渡 邊 伊 之 助
廣 岡 廣 岡 伊 兵 衛

上京區御池通東洞院西入
 上京區盛町通三條上ル
 下京區東洞院通六角下ル
 上京區盛町通二條下ル
 下京區三條通烏丸西
 下京區烏丸通四條上
 上京區盛町通姉小路下ル
 上京區盛町通二條下ル
 上京區東洞院通押小路下ル
 下京區烏丸通高辻下ル
 下京區四條通御旗町
 下京區四條通富小路角
 上京區東堀川通一條上ル

北糸 山田長左衛門
 丹久 高田久七
 永庄 河本庄兵衛
 終屋 藤川源兵衛
 千徳 西村徳左衛門
 奈良屋 下村忠兵衛
 近江屋 稻垣藤兵衛
 越後屋 三井得右衛門
 大丸屋 下村正太郎
 高島屋 飯田新七
 大丸市 熊谷市兵衛
 丸佐 直木松太郎
 上田屋 川島甚兵衛

木綿商

下京區取助町通五條下ル
 下京區烏丸通五條上ル
 下京區三條通東洞院西入
 下京區押町通六角上ル
 下京區烏丸通佛光寺上ル
 下京區五條通烏丸西入
 上京區葎屋町通長者町上ル

洋反物商

下京區富小路通六角下ル
 下京區富小路通六角上ル
 上京區二條通川東三町目

綿糸商

大忠 辻忠郎兵衛
 健忠 藤原忠兵衛
 永樂屋 細辻伊兵衛
 近江屋 大橋忠七
 伊吹平兵衛
 水口屋 伴庄兵衛
 山形屋 新實八郎兵衛
 山田屋 福田市十郎
 伊庭喜 伊庭喜兵衛
 松前屋 藤井源四郎

下京區康町通増薬師下ル
上京區徳々根木町通五辻上ル

生糸商

上京區大宮通今出川上ル

下京區烏丸通六角下ル

布蚊帳商

下京區新町通四條上ル

下京區三條通堺町西入

糸物商

上京區元誓願寺通堀川東入

上京區大宮通出水下ル

下京區河原町通四條上ル

下京區四條通柳馬場角

近利 中村利兵衛
菱半 麻田テイ

八茂 山田茂助
糸都所生 荒川宗助

高五 村田五兵衛
蚊平 田中平兵衛

近孫 平尾孫七
美濃伊 小關伊三郎
堺屋 寺村助右衛門
近定 冠島定七

上京區五辻通大宮西入
上京區新町通丸太町上ル

麻苧商

下京區六角通高倉西入

綿商

下京區新町通七條上ル

下京區新町通綾小路下ル

半衿商

下京區松原通烏丸東入

下京區増薬師通室町東入

下京區四條通御旅町

法衣商

下京區五條通室町西入

笹善 山口善四郎
松儀 能勢儀兵衛

若狭屋 清水政二郎

大阪屋 大阪七郎兵衛
天満屋 目片ミカ

榊儀 宮本儀助
日野屋 澤村芳之助
衿善 山崎善助

白菱 松本傳兵衛

下京區六角通鉄屋町東入
染物業

藤屋 加藤源兵衛

下京區油小路通四條下ル

井筒屋 高野平兵衛

上京區油小路通三條上ル

榊屋 東太三郎

下京區白川橋筋通三條下ル

堀川新三郎

下京區新町通綾小路下ル

丸勘 木村勘兵衛

下京區小川通三條下ル

紅屋 立木彦太郎

下京區西洞院通松原上ル

丸屋 下村市太郎

下京區綾小路通西洞院東入

柀屋 小谷佐兵衛

上京區油小路通竹屋町下ル

阿波太 澤井徳次郎

下京區油小路通四條下ル

井久 井澤久七

上京區西洞院通二條下ル

松葉屋 宮崎半兵衛

吳服悉皆業

下京區三條通烏丸東入

平野屋 遠藤彌三郎

下京區柳馬場通三條下ル

大甚 島甚右衛門

上京區新町通三條上ル

松井 宗七

洋服裁縫業

上京區寺町通御池上ル

千竹堂 吉田米吉

上京區寺町通御池上ル

樋口 重助

刺繡業

下京區三條通烏丸西入

千總 西村總左衛門

下京區烏丸通七條下ル

油利 田中利七

上京區烏丸通姉小路上ル

金繡堂 安田新造

裝束商

上京區大宮通五辻上ル

三上 復一

下京區壺町通三條下ル

山岡利兵衛

敷物商

下京區寺町通松原上ル
下京區寺町通四條下ル

婦人小間物商

下京區蘇屋町通松原下ル
下京區四條通柳馬場東入
下京區松原通高倉西入
下京區柳馬場通高辻上ル
下京區寺町通五條上ル
上京區御幸町通三條上ル
下京區大和通路通四條下ル
上京區寺町通丸太町下ル
下京區繩手通大和橋上ル

扇子商

松前屋 河瀬勘兵衛
奈良屋 野口覺太郎
千賀萬 木田萬右衛門
天上粉 藤本茂兵衛
海與 海津與兵衛
三重 中村重次郎
越源 高木源兵衛
紅清 西田清左衛門
菱屋 三上セ
龜甲屋 川端陸奥
和栗虎次郎

下京區宮小路通五條上ル
下京區東洞院通七條下ル
下京區宮小路通松原上ル
上京區二條通寺町東入
下京區柳馬場通佛光寺上ル

團扇商

下京區柳馬場通松原上ル
下京區柳馬場通六角下ル
下京區宮小路通四條下ル
下京區四條通柳馬場東入
下京區新シ町觀小路上ル

玩弄品商

洋物雜貨商

平久 平野久五郎
西田 西田宗四郎
井筒屋 中島伊助
伊勢儀 塚本儀助
石角 石角喜三郎
近江屋 馬場龜太郎
鑾庭長兵衛
北清水 清水勝造
橋本屋 三崎清次郎
谷口德次郎

下京區四條通御旅町

今井 今井辨次郎

下京區三條通鉄屋町東入

榊 作 澤田作兵衛

下京區四條通富小路西入

澤 宗 一井宗兵衛

鏡 商

下京區五條通富小路東入

金 森 金森恒七

下京區六角通烏丸東入

中島吉次 中島 二力

七 寶 業

上京區三條通白川橋北裏

並 河 並河靖之

陶 磁 器 商

下京區三條通白川橋通三丁目

錦光山 錦光山宗兵

下京區白川筋通三條下ル

安 田 安田源七

下京區馬町通木町東三丁目

澤 吉 吉岡吉兵衛

下京區五條橋東四丁目

丹波屋 西田伊太郎

下京區五條大和大路角

平岡利助

印 刻 業

下京區寺町通四條上ル

龍雲堂 服部文造

上京區寺町通二條下ル

慶文堂 倉貫喜兵衛

銅 器 商

下京區富小路通五條上ル

河内屋 吉田安兵衛

下京區烏丸通五條下ル

吉川孫四郎

釜 師

下京區高辻通揮町西入

金壽堂 雨宮宗七

下京區富小路通四條上ル

龍文堂 溝口安之助

金銀銅器製造業

下京區寺町通四條上ル

紹美 榮祐

下京區寺町通六角下ル

五郎三 金谷五郎三郎

縫針商

下京區三條通寺町東入

みすや 福井 勝秀

諸金物商

下京區上根殿馬場通寺町角

近平 伊藤平兵衛

上京區翰屋町通五條下ル

松幸 津田幸次郎

下京區松原通寺町西入

富士屋 下村九兵衛

下京區五條通堀町東入

炭屋 湯淺七左衛門

金銀箔粉業

下京區松原通高倉西入

銀五 岩坪五兵衛

下京區松原通小田原町角

井重 福田重助

下京區問屋町通五條下ル

美濃屋 可説彦次郎

時計商

下京區三條通富小路東入

家邊徳之助

下京區四條通小橋東入

村田榮次郎

下京區四條通富小路西入

荒池茂助

上京區寺町通竹屋町上ル

大澤善助

樂器商

下京區烏丸通綾小路下ル

神田 靜

下京區松原通高倉東入

井幸 今村幸八

下京區慈仁寺町通四條下ル

金善 石村善八

上京區夷川通車屋町角

龜權 今村權七

刀劍商

下京區寺町通松原上ル

中野米助

上京區柳馬場通御池下ル

岸本源助

弓矢商

下京區御幸町通高壽寺上ル

柴田勘十郎

下京區寺町通松原上ル

中村 文助

寫真師

下京區寺町通佛光寺下ル

堀 眞澄

下京區八坂神社内

成井 頼佐

下京區新京極通繪樂師

小谷 庄次郎

下京區圓山公園

寫真館 井崎熊四郎

指物業

下京區寺町通佛光寺下ル

近江屋 高木卯之助

下京區繩手通三條下ル

市田屋 西村萬之助

道具商

下京區古門前通繩手東二丁目

林 新助

下京區古門前通小堀西入

越後屋 池田清助

上京區寺町通押小路上ル

天永堂 福田淺次郎

文房具商

上京區寺町通坊小路角

鳩居堂 熊谷久三

上京區御幸町通御池下ル

藤野 雲平

上京區車屋町通一條上ル

松榮堂 畑 延三郎

下京區西中筋御前通上ル

薰玉堂 負野小左衛門

漆器商

下京區高辻通柳馬場西入

三 上 三上治三郎

下京區寺町通綾小路下ル

象 彦 西村彦兵衛

下京區寺町通四條上ル

美濃屋 稻垣孫兵衛

下京區高辻通柳馬場西入

柳 勘 俣野勘兵衛

漆商

下京區佛光寺通鉄屋町西入

吉 德 波多野德太郎

下京區松原通高倉西入

漆 孫 内田孫兵衛

表具師

下京區東洞院四條上ル

松雲堂 松村 良助

上京區押小路通鉄屋町西入

菊屋 三浦 多次郎

上京區姉小路通東洞院西入

春芳堂 伏原 嘉一郎

佛畫商

下京區油小路通花屋町下ル

間宮 新一郎

下京區油小路通七條上ル

桑田屋 上原 藤兵衛

佛具商

上京區寺町通姉小路上ル

萬宗堂 田中 宗祐

下京區慶ヶ井通魚棚上ル

八幡屋 井澤 治助

下京區寺町通松原上ル

近江屋 中野 伊助

柳行李商

下京區烏丸通佛光寺下ル

金大服部 清三郎

下京區三條通寺町東入

萬屋 速水 吉平

翠簾商

下京區四條通堺町角

近江屋 西川 源次郎

色紙短冊商

上京區寺町通御池下ル

富春亭 吉田 勘兵衛

上京區寺町通御池上ル

正春堂 山本 孫兵衛

繪具染料商

上京區一條通千木西入

長瀬 傳三郎

上京區二條通東洞院角

木村 〃

上京區知恩光院通中筋角

稻畑 勝太郎

紙商

下京區三條通東洞院西入

越後屋 中井 三郎兵衛

上京區烏丸通二條上ル

錢宗田 中 宗助

茶 商

上京區寺町通二條上ル

一保堂 渡邊利兵衛

下京區五條通堅町西入

魁春堂 藤川清太郎

下京區柳馬場通綾小路下ル

降福堂 美濃部光之助

下京區寺町通三條

太古庵 清水太兵衛

香 煎 商

下京區四條通大和路東入

原了郎 原 岩 吉

菓子 商

上京區姉小路通車屋町角

末 廣 吉田吉次郎

下京區繪藥師通堺町角

良 則 今井清次郎

下京區東洞院通蛸菊師角

若狹屋 高濱平兵衛

下京區七條通油小路西入

笹 屋 田丸伊太郎

上京區今出川通大宮東入

鹽路軒 谷口平三郎

上京區一條通烏丸西入

虎 屋 黒川光正

上京區烏丸通上長者町下ル

川 端 道喜

藥 種 商

上京區烏丸通二條下ル

井 孫 谷口アサ

上京區烏丸通二條上ル

井 政 山本政七

上京區二條通車屋町西入

松 屋 掛見繁松

上京區烏丸通二條上ル

吉 平 早田平助

上京區二條通烏丸東入

慶松庄左衛門

漬物及罐詰瓶詰物商

下京區新京極通錦小路上ル

大 藤 大藤傳次郎

下京區新京極通錦小路下ル

丸 安 濱口高次郎

● 畫工及び彫刻蒔繪師

下京區洛東圓山公園東

岸 竹 堂

上京區寺町通荒神口上ル
 上京區空町通竹屋町上ル
 上京區丸太通釜座東入
 上京區烏丸通丸太町上ル
 下京區東洞院錦小路上ル
 下京區烏丸通五條下ル
 下京區錦小路通新町東入
 上京區御池通堀川東入
 上京區御幸町丸太町下ル
 上京區烏丸通三條上ル
 上京區御幸町通御池下ル
 下京區四條通高倉西入
 上京區空町通二條下ル

漢 田能村直入
 望月玉泉
 土佐派 土佐光武
 森川晉文
 鈴木松年
 巨勢小石
 菊池芳文
 竹内樓鳳
 谷口香齋
 三宅吳曉
 山田松溪
 田中一華
 山元春學

上京區二條通河原町東
 下京區高倉通錦小路上
 上京區油小路通佛光寺下ル
 上京區寺町通姉小路上ル
 上京區新町通二條下ル
 上京區空町通今出川下ル

佛 畫 秦 寶 英
 神 阪 雪 佳
 森 雄 山
 彫 刻 師
 彫 牙 工 木 旭 玉 山
 山本利兵衛

●病院

府立病院河原町廣小路

院長 猪子止戈之助

入院料

別上等 一日 壹圓五拾錢 (間名に付二十圓宛)
 別中等 同 壹圓 (一間に付二名宛)

上等	同	七拾五錢	(三十五名)
中等	同	五拾錢	(合計)
下等	同	參拾五錢	(百二三十名)
同志社病院 <small>烏丸通、上長町下ル</small>			
入院料			
別上等	但西洋人のため	壹圓五拾錢	
上等	同	七拾五錢	(一名に付二間宛)
中等	同	六拾五錢	
下等	同	四拾五錢	
東山病院 <small>西園、神幸道</small>			
入院料			
一等	一日	七拾五錢	(合)
二等	同	五拾錢	(八十名)
院長 山田文友			

山田病院因幡、藥師壇内

院長 山田文友

◎醫師 京都府管内開業醫師の多き千を以て數ふべく一々擧あるに違ちがあらず中に就き有名なる者と記すれば左の如し但姓名いろは順

區内

- 堺町通、三條下ル 猪子止戈之助
- 佛光寺宮小路西へ入ル 服部嘉十郎
- 新町通、妹小路上ル 川本 恂藏
- 河原町通、上切通上ル 加門桂太郎
- 阿曾町通、御池角 半井 澄
- 宮小路通、二條下ル 山田 文友
- 宮小路通、二條下ル 安藤 精軒
- 烏丸通、三條下ル 淺山郁次郎

阿替町通、御池角
四條通、油小路東入
小川通、御池下ル

郡部

愛宕郡、松ヶ崎村
葛野郡、小松原村
紀伊郡、伏見町
久世郡、宇治町

●藥局

二條通、烏丸東入
古川町通、三條下ル二丁目
五條橋東二丁目

足立健三郎	西	西	漢	西	同	慶松藥局
佐伯理一郎	石川	洋	法	洋	森川洞伯	小泉藥局
齋藤仙也	石川	福井	福井	鷗田彌一郎	中野藥局	
	石川	貞憲	貞憲			
	石川	玄記				

●看病婦

同志者看病婦學校 烏丸通、上長者町下ル

雇料 普通病

一日 金五拾錢 一週間以上一ヶ月まで一日に付 金四拾五錢

同 傳染病

一日 金七拾五錢より壹圓まで

看病婦雇主心得

雇料は右に掲げし外一ヶ月以上は一日に付金四拾錢にして傳染病は普通病の各五割増と心得べし

賄料及び往復費用は雇主より別途に支給すること勿論なり

連日看護をなさしむる時は一晝夜少く共六時間の休息を與ふべし

看病婦は専ら主任醫師の命に従ふて働くべきものなれども若し雇主に於てその看護婦がその責を怠り不行届の事あれば速にその校の係り員へ報すべし

○織物 ○繡物 ○染物 ○絲條類 ○鹿子絞 ○晒布 ○針 ○金銀箔 ○金銀銅
 錫器 ○漆器 ○陶器 ○光紅 ○白粉 ○京偶人 ○毛植細工 ○綿 ○紙類 ○扇
 ○團扇

郡部

○砥石 樂野郡及相
 葺 以上愛宕郡聖
 藥 ○薄荷 ○天門冬 以上久世
 葛野 ○竹 野乙訓郡葛野
 鯉鮓 鮓 治二川 宇
 ○石材 相樂郡白川村 ○黃土 深草村 ○大羅腹 ○大燕
 ○水菜 ○芋 ○慈姑 以上葛野 ○尊菜池 ○藍 伊二郡 ○芍
 ○茶 宇治郡伊久 ○梅實 喜久世級 ○栗 ○杉 上
 ○松 宇治郡各野 ○松茸 宇治郡伊各郡 ○薪炭 鞍馬村 ○
 ○團扇 ○土偶人 伏水上

丹波國

○砥石 井桑山船 ○燧石 桑田郡山階村多紀郡征見 ○石灰 桑田郡及井二
 桑田郡 ○黑豆 桑田郡井多紀 ○百合 井二郡 ○蒟蒻 船井郡 ○甘薯 氷上郡
 ○草綿 及多紀氷上郡天田郡三木村 ○烟草 各 ○黃連 桑田郡及山 ○茶 各 ○柿 桑田
 井二郡

何鹿三郡及莊 ○栗 上郡久下莊 ○山椒 何鹿郡及多紀郡久下莊 ○棕葉 井
 杉材 ○薪 船井二郡 ○斑竹 氷上郡外諸村 ○松茸 井二郡 ○蜂蜜 桑田 ○年魚 津
 和知 ○生絲 各 ○貫縮 織氷上郡 ○綿布 及近傍諸村 ○炭粉 桑田 ○桑酒 井
 二川 ○寒天 桑田郡犬 ○蘭席 諸井 ○陶器 立杭村 ○木地挽物 桑田、船井
 木村 ○桐油 天田 ○炭 井二郡

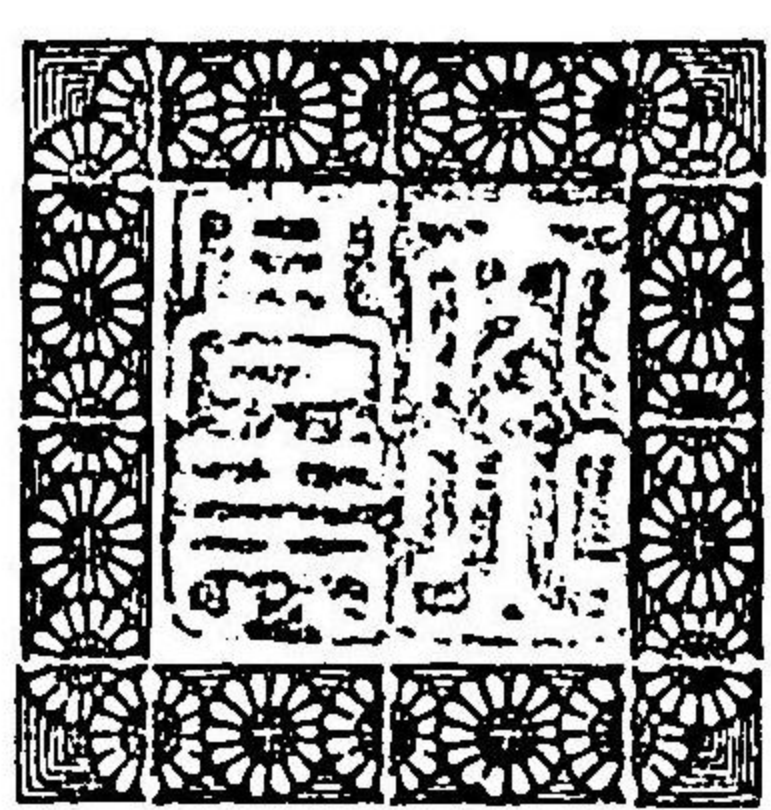
丹後國

○硯石 原山郡小 ○赤小豆 中郡長 ○蜜柑 加佐村 ○海草類 瀨村 ○鰻 淺竹野
 及小 ○鱒 伊根郡 ○鯉 岩瀨郡 ○白干烏賊魚 宮津郡 ○干魚 瀨村 ○鯨 燕骨 郡
 島 ○海鼠 根浦郡 ○撰絲 各 ○縮緬 與謝竹野二郡及中郡 ○紬 綿 岩瀨郡 ○
 帳紙 ○上紙 ○半紙 野郡神谷河梨、楓谷の三村 ○漆 各 ○蠟 ○桐油 佐二郡加

明治二十八年三月二十日印刷
同 年三月廿五日發行

版權所有

正價金八拾錢



著者 松山高吉

發行者 田中治兵衛

印刷者 石黒劍次郎

印刷所 合資商報會社

京都同盟書肆

東洞院三條北	村上勘兵衛	寺町錦小路北	笹田彌兵衛
三條通高倉東	出雲寺文二郎	六角通御幸町	小川多左衛門
富小路三條北	中村淺吉	寺町綾小路南	川勝徳二郎
三條御幸町角	大谷仁兵衛	寺町松原北	今井七郎兵衛
同	東枝書店	寺町松原南	内山改進堂
三條通寺町西	山中勘二郎	寺町五條北	飯田信文堂
三條通寺町東	石田音二郎	同	藤井佐兵衛
同	福井源二郎	五條高倉東	下村卯之助
寺町通三條北	清水幾之助	中珠數屋町	澤田友五郎
同	福井孝太郎	下珠數屋町	西村七兵衛
同	植村書店	花屋町西洞院	西村九郎右衛門
三條通寺町西	細川清助	御前通油小路	永田長左衛門
寺町姉小路北	杉本甚之助	油小路御前通北	山内正五郎
同	佐々木惣四郎		弘教書院

69
68

御幸町姉小路北
寺町通御池北
河原町通二條南
寺町通二條南
同
同
寺町通二條北
同
寺町通夷川南
同
寺町丸太町南
新町竹屋町南
一條通小川東
二條通木屋町
二條御幸町西
二條通高倉東

藤井孫兵衛
若林茂一郎
大黒屋書店
若林支店
松田正助
河合卯之助
佐々木慶助
藤森岩太郎
須廣勘兵衛
岡田新二郎
文林堂
便利堂
北村善兵衛
印房書店
町田與三吉
林芳兵衛

油小路花屋町北
佛光寺烏丸東
四條油小路東
四條東洞院
袈屋町四條南
御幸町四條南
古門前小堀西
四條御旅町
四條御幸町角
新京極六角南
新京極三條南
新京極三條角
二條通袈屋町東
寺町通二條南
伏見町風呂町
同 板橋

顯道書院
東枝律書房
宮田留吉
島崎吳竹堂
木村政七
内藤彦一
澤田吉右衛門
馬場利助
大谷勘兵衛
下村米吉
林新二郎
鳥居商店
檜常祐
山田直三郎
上野公園堂
廣瀬清七

